

令和2年12月15日

就労定着支援事業所 管理者様

深谷市福祉健康部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での就労定着支援について

今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、標記の件について報酬の対象と認める臨時的な取扱いを別紙のとおり定めます。各事業所で臨時的な在宅での支援を検討する場合は参考にしてください。

なお、状況が改善し、各事業所で通常の運用に戻せると判断した場合は、速やかに通常の運用に戻してください。

【別添資料】

- (別紙1) 新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて（就労定着支援を在宅で提供することについて）
- (別紙2) 臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（就労定着支援）
- (別紙3) 臨時的な在宅でのサービス利用者の報告（就労定着支援）

担当

支援第一係 金井（雅）

電話 048-571-1011